

森林害虫駆除損失補償金（継続）

【平成19年度概算決定額 2,564（2,770）千円】

対策のポイント

大臣命令による迅速かつ的確な松くい虫防除対策を確保するために、命令を受けて対策を実施した松林等の所有者又は管理者に対し、損失を補償します。

- ・全国の松くい虫被害量は、昭和54年度の243万 m³をピークに減少傾向で推移
- ・平成17年度の被害量は69万 m³とピーク時の3割程度
- ・一方、東北地方等、高緯度・高標高地域では被害地域が拡大

政策目標

保全すべき松林が適切に保全されていると認められる都府県の割合100%

<内容>

樹木の伐倒の措置を行うことにより、通常生じる損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要する費用に相当する金額等を、「森林病虫害等防除法第8条」に基づき補償します。

<補助率>

補償金

<事業実施主体>

都道府県

<交付先>

森林所有者等

<事業実施期間>

昭和25年～

[担当課：林野庁研究・保全課森林保護対策室]